令和７年１２月
防　　衛　　省

# 自衛隊法施行令の一部を改正する政令案について

## １　改正の趣旨

情報通信技術の進展とインターネットの普及により、行政分野においてもインターネットを利用した情報の公開や伝達が簡便に行われるようになっているところ、公示の方法による送達（以下「公示送達」という。）についても、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和５年法律第６３号。以下「一括法」という。）により、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）ほか１６の法律において規定される公示送達に関し、インターネットを用いた方法が導入されることとなった。

これを踏まえ、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第４９条第１項の規定に基づく懲戒処分等に係る審査請求においても、その公示送達の方法を見直し、インターネットを用いた方法を導入する必要があることから、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号）について、所要の改正を行う。

## ２　改正の概要

公示送達について、防衛省令で定める方法により不特定多数の者が公示すべき事項を閲覧できる状態に置くとともに、これまでの公示すべき事項を記載した書面を防衛省の掲示場に掲示することに加え、当該事項を防衛省の事務所に設置した電子計算機を利用して閲覧することができる状態に置くものとする。（第８１条関係）

## ３　施行期日

一括法附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日